

「しまね省エネ住宅普及啓発業務に係る提案競技」に係る質問への回答

No.	質問事項	内 容	回 答
1	仕様書 P1 業務の目的について	①島根県の新築住宅における省エネ住宅の導入状況が、低水準にとどまっているということですが、この原因はどのように分析されていますか？ ②県民一人当たりの CO2 排出量が全国で上位にあることについて、島根県の特性など、なにか要因が考えられるのでしょうか？ ③省エネ住宅、補助制度についての認知度が低いとお考えでしょうか？ ④ターゲットはこれから新築住宅を建てる人ということですが、全国的には新築住宅を建てる人が、一番多いのが 30 代、ついで 40 代ということですが、島根県でも同じ傾向にありますか？	①複合的な要因が関係していると考えられるため特定は困難ですが、一般的には以下のような要因が推察されます。 ・ 光熱費の削減効果や補助金、税制優遇といったメリットよりも、住宅の建築費用、省エネ住宅化に伴う初期費用（掛かり増し費用）などの短期的なコストが重視されている。 ・ 前項の内容や住宅着工数が少ないことなどから、住宅事業者が省エネ住宅の建築に取り組むインセンティブが弱く、ノウハウ・技術習得の遅れが起きやすい状況にある。結果として、施主に対して省エネ住宅の建築を積極的に働きかける工務店が少なくなっている。 ・ 省エネ住宅のメリットや支援制度についての情報が県民や事業者には十分届いていない。 ②集合住宅よりも排出量が多い一戸建ての割合が高いこと、1 住宅当たりの延床面積が広いこと、高齢者世帯が多いため在宅での冷暖房の利用時間が長いことなどの要因が考えられます。 ③2022 年版国土交通白書（国交省）中の脱炭素型ライフスタイルに関する意識調査によると、省エネ住宅（ゼロエネルギー住宅や断熱改修など）に「取り組んでいる」と回答した人は 7%、「取り組んだことがある」は 12%にとどまっています。また、取り組めない理由として「お金がかかるから」が最も多い 26%を占めていることから、補助制度の拡充や周知が必要と考えています。 ④令和 5 年度住宅市場動向調査報告書（国交省）によると、注文住宅を建築した世帯主の年代で最も多いのは 30 代であり、次いで 40 代が多いとされています。地域特性や人口動態により若干の差異はあったとしても、島根県も全国と同様の傾向であると考えられます。

2	仕様書 P1 業務の内容などについて	①今回、具体的な成果物を指定することなく、効果的な独自提案ということで提案を求めています。このやり方にどんな狙いがありますか？また費用の上限を200万円と設定された根拠を教えてください。 ②県補助金において施工業者の要件である「県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店」の紹介とは、何を紹介したいのか？ 新築を建てようと思う方が、補助金の要件には施工業者も関連していることがわかり、その調べ方がわかるといったことを紹介したいのでしょうか？ こういった施工業者があるということについて、島根県民（少なくとも新築を建てる方が施工業者を選ぶ段階において）の認知は高いのでしょうか？	①県では、これまで省エネ住宅の意識啓発を主な目的として、セミナーの開催、啓発資料・動画の作成、また、補助制度周知のための補助金チラシの作成、配布等を実施してきました。今後、県民（施主）の省エネ住宅建築の具体的な動機付けにつながる普及啓発を更に推し進めるため、外部による効果的かつ独自性のある提案を募るものです。 1件当たりの費用の上限は、モデル的に想定した事業の積算額及び予算枠を勘案して設定したものです。 ②省エネ住宅の普及状況、県補助金の活用状況等を踏まえると、省エネ住宅の建築を促進するためには、省エネ住宅自体の普及啓発のみならず、省エネ住宅の建築に積極的に取り組んでいる工務店の認知度も更に向上させる必要があると考えています。 紹介する内容については、県窓口、工務店などからもお知らせできる補助金の要件、調べ方などに限らず、当該工務店の取組や実績を紹介するなど認知度の向上につながり、魅力が伝わるような内容を想定しています。
3	仕様書 P1 事業実施の効果に対する検証について	業務目的に『住宅の新築を検討中又はこれから検討する可能性のある県民を主な対象として、省エネ住宅、補助制度等に関する認知度を高め、具体的な動機付けを図るために、様々な媒体を活用した計画的かつ効果的な周知、情報発信を実施することで、県民の行動変容を促す。』とあります。 事業実施の効果を検証するための成果基準或いは数値基準がありましたらご教示ください。	独自事業の提案を求めているため、あらかじめ成果基準や数値基準を設けることはしませんが、事業完了報告書において一定の成果を確認できるよう、例えばウェブによる広報であればアクセス数、イベント型の事業であれば来場者数などを定量的にお示しください。
4	仕様書 P2 納品について	委託業務の実施による成果（実施した企画内容の詳細とその効果など）の記載が求められていますが、その効果というのは、どのような報告が必要でしょうか？ 成果物の完成のみならず、年度末までに、効果が測定できなければならないということでしょうか？	No.3 に回答のとおりです。 なお、効果測定に時間を要する場合も想定されるため、途中経過や見込みであっても構いません。

5	公募実施要領 P1 委託件数について	「2 件（企画提案内容を審査し、評価点の高い上位 2 者を選定）」とありますが、上位 2 者が 1 件ずつ受託するということでしょうか。また、提案競技参加企業が 2 者の場合は評価点基準を超えている 2 者が受託するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	公募実施要領 P2 審査・選考について	委託件数が 2 件ということですが、評価点が高い 2 者を選出とありますが、提案する成果物のバリエーションは影響しないでしょうか？（例えば、評価点が高い 2 者が両者ともデジタルの提案だとしてもその 2 者で決定ということになるのでしょうか？）	評価点が高い上位 2 者を選定します（提案のバリエーションをもって選定することはありません。）。
7	公募実施要領 P3 前年度の事例について	前年度（或いは過去）に同様の事業を行っているのであれば、どのような施策をしていたか教えていただけますでしょうか。	令和 4 年度に「脱炭素の取組に関する啓発広報動画作成及び配信業務」として動画作成の提案競技を実施し、住まいづくりにおける脱炭素アクションとして、「しまねの木×カーボンニュートラル」、「住まいの断熱×カーボンニュートラル」をテーマとした動画を作成した実績があります（契約期間満了につき現在は非公開）。